



知っておきたい障害者福祉制度

◎日常生活用具の給付

重度の身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者に対し、日常生活を容易にするための生活用具が給付されます。用具ごとに対象となる障がいがありますので、お問い合わせください。購入後では支給の対象になりませんので、支給を希望される場合は必ず事前にご相談ください。また、介護保険で給付または貸与を受けることができる人は、介護保険制度が優先されます。

◎日常生活用具の種類

区分	品目
介護・訓練支援用具	特殊寝台, 特殊マット, 特殊尿器, 入浴担架, 体位変換器, 移動用リフト, 訓練いす, 訓練用ベッド
自立生活支援用具	入浴補助用具, 便器, 頭部保護帽, 歩行補助杖(一本杖), 移動・移乗支援用具, 特殊便器, 火災警報器, 自動消火器, 電磁調理器, 歩行時間延長信号機用小型送信機, 聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加温器, ネブライザー, 電気式たん吸引器, 酸素ポンベ運搬車, 盲人用体温計(音声式), 盲人用体重計
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置, 情報・通信支援用具, 点字ディスプレイ, 点字器, 点字タイプライター, 視覚障害者用ポータブルレコーダー, 視覚障害者用活字文書読上げ装置, 視覚障害者用拡大読書器, 盲人用時計, 聴覚障害者用通信装置, 聴覚障害者用情報受信装置, 人工喉頭 <small>こうごう</small>
排泄管理支援用具	ストマ装具, 紙おむつ, 収尿器

◎費用負担 所得に応じて自己負担があります。

◎申請窓口 高齢障害課障害福祉係 (☎ 82-1170)

総合事務所市民窓口課国保福祉係 (☎ 71-1514)

◎問い合わせ先

高齢障害課 (☎ 82・1170)

やまぐち障害者等 専用駐車場利用証制度

公共施設や店舗などに設けられている身障者用駐車場の適正利用を図るため、県は身障者用駐車場を利用できる

人を明確にする制度を実施しています。この制度の対象となる人には利用証を交付しています。



◎対象

県が定める基準に該当する人のうち

- 障がいや高齢などで歩行や車の乗降が困難な人
- けが、妊娠などで一時的に歩行や車の乗降が困難な人

◎申請窓口

高齢障害課, 総合事務所市民窓口課, 埴生支所, 社会福祉協議会

※妊産婦は保健センター, 小野田保健センターでも受け付けます。